

「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 ..... 1
- ・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表 ..... 2
- ・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表 ..... 5
- ・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 ..... 6
- ・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表 ..... 7
- ・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表 ..... 19

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>3～11 (略)</p> <p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第3条第2項(第1号、第5号及び<u>第6号の2</u>から第11号までに限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年3月15日から施行し、同日以後に申請を行う者から適用する。</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>3～11 (略)</p> <p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第3条第2項(第1号、第5号及び<u>第7号</u>から第11号までに限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p><u>一部指定日(当取引所が市場第一部銘柄の指定を行う日をいう。以下同じ。)</u>において上場株式数が2万単位以上になる見込みのあること。</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が<u>最近の基準日等</u>の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第41条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a 少数特定者持株数(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する少数特定者持株数をいう。)が<u>最近の基準日等</u>において、上場株式数の70%以下であること。</p> <p>b 株主数(株券上場審査基準第4条第1項第2号bに規定する株主数をいう。)が<u>最近の基準日等</u>において、2,200人以上であること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 上場銘柄が外国株券である場合には、前条に規定する場合を除き、市場第二部銘柄のうち、前項第4号、第5号及び第8号に適合し、かつ、同項第6号又は第7号に適合するほか、次の各号及び当取引所が別に定める事項に適合するものを対象とするものとする。</p>	<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p><u>上場会社の直前事業年度の末日等(次条第1項第1号aの規定の適用を受ける場合にあっては、直前事業年度の末日をいい、同号bの規定の適用を受ける場合にあっては、同bに定める日をいう。以下この項において同じ。)</u>において上場株式数が2万単位以上であること。</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が<u>直前事業年度の末日等</u>の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第41条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a 少数特定者持株数(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する少数特定者持株数をいう。)が<u>直前事業年度の末日等</u>において、上場株式数の70%以下であること。</p> <p>b 株主数(株券上場審査基準第4条第1項第2号bに規定する株主数をいう。)が<u>直前事業年度の末日等</u>において、2,200人以上であること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 上場銘柄が外国株券である場合には、前条に規定する場合を除き、市場第二部銘柄のうち、前項第4号、第5号及び第8号に適合し、かつ、同項第6号又は第7号に適合するほか、次の各号及び当取引所が別に定める事項に適合するものを対象とするものとする。</p>

(1) 上場株式数

一部指定日において上場株式数が当取引所の市場における売買単位の2万倍の数量に相当する数以上になる見込みのあること。

(2) 株式の分布状況

次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が最近の直前事業年度の末日等（直前事業年度の末日又は事業年度ごとに当該事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日をいう。以下同じ。）の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。

a・b（略）

(3)（略）

（削る）

(1) 上場株式数

上場会社の直前事業年度の末日等（次条第2項第1号の規定の適用を受ける場合にあっては、直前事業年度の末日をいい、同項第2号の規定の適用を受ける場合にあっては、同号に定める日をいう。以下この項において同じ。）において上場株式数が当取引所の市場における売買単位の2万倍の数量に相当する数以上であること。

(2) 株式の分布状況

次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が直前事業年度の末日等の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。

a・b（略）

(3)（略）

（審査資料）

第4条 前条第1項各号については、次の各号に掲げる規定の区分に従い、当該各号に定める資料に基づいて審査を行う。

(1) 前条第1項第1号から第3号までの規定

次のa又はbのいずれかに定める日現在の資料

a 直前事業年度の末日

b 保振法第31条第1項第3号後段に定める日（上場会社が会社法454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときにあっては、当該基準日）

(2) 前条第1項第4号及び第7号（時価総額に係る部分に限る。）の規定

前号に定める日を含む月の翌月から起算し、4か月目の月の末日現在の資料

(3) 前条第1項第5号から第8号までの規定（第7号にあっては時価総額に係る部分を除く。）

直前事業年度の末日現在の資料

2 前条第2項各号については、次の各号のいずれかに定める日現在の資料に基づいて審査を行う。ただし、

同条第2項第2号の審査については、上場会社が次の各号に定める日現在における株主の所有者の状況を把握することが困難であると認められる場合はこの限りでない。

(1) 直前事業年度の末日

(2) 事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第2号ただし書又は同条第2項第2号ただし書の規定を適用する場合における同条第1項第2号又は同条第2項第2号については、当取引所が定める時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

付 則

この改正規定は、平成19年3月15日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同d並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)gの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)及び株券上場廃止基準の取扱い1(5)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段中「上場日において見られる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2(1)b前段、同取扱い2(2)aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)g中「<u>当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日まで</u>」とあるのは「審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日まで」と、「<u>最近の基準日等</u>」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と、「<u>当該基準日等</u>」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年3月15日から施行する。</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同d並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)gの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)及び株券上場廃止基準の取扱い1(5)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段中「上場日において見られる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2(1)b前段、同取扱い2(2)aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)g中「<u>直前事業年度の末日等の後4か月以内</u>」とあるのは「審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日まで」と、「<u>当該末日等</u>」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と、「<u>直前事業年度の末日等</u>」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と読み替えるものとする。</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係</p> <p>(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。</p> <p>a～f（略）</p> <p><u>g 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」</u></p> <p><u>h 幹事取引参加者が作成した当取引所所定の確認書</u></p> <p>(2) 前(1)の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社が外国会社である場合の第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c (1) b 及び <u>f から h までに掲げる書類</u>（同(1) f 中 2 (4) b に規定する書類を除く。）</p> <p>(3)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年3月15日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。</p>	<p>18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係</p> <p>(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。</p> <p>a～f（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>(2) 前(1)の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社が外国会社である場合の第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c (1) b 及び <u>f に掲げる書類</u>（同(1) f 中 2 (4) b に規定する書類を除く。）</p> <p>(3)（略）</p>

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)・(1)の2 （略）</p> <p>(2) 第2項及び第4項の規定を株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のa及びb（aの規定の適用に当たっては、<u>2(2)</u>の規定を準用する。）に適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>(2)の2 第2項及び第4項の規定を外国株券に適用する場合には、次のa及びb（aの規定の適用に当たっては、<u>2(2)</u>の規定を準用する。）に適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のaから<u>d</u>までのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a <u>上場市場の変更の日において第3条第1項第1号に適合する見込みのあること。</u></p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)・(1)の2 （略）</p> <p>(2) 第2項及び第4項の規定を株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のa及びb（aの規定の適用に当たっては、<u>2(2)b</u>の規定を準用する。）に適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>(2)の2 第2項及び第4項の規定を外国株券に適用する場合には、次のa及びb（aの規定の適用に当たっては、<u>3(2)b</u>の規定を準用する。）に適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のaから<u>c</u>までのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a <u>上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）において第3条第1項第1号及び第2号に適合していること。この場合において、2(3)e中「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後4か月以内に公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。」とあるのは「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後に公開買付けを行った場合であって、」と、「当該基準日等の後」とあるのは「直前事業年度の末日等の後」と読み替える。」と、2(3)g中「4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは</u></p>

b 最近の基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）において第3条第1項第2号に適合していること。この場合において、2(3)e中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「最近の基準日等の後、当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。」とあるのは「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替える。」と、2(3)g中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「最近の基準日等の後に公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」若しくは「数量制限付分売予定書」又は同取扱い2(2)dに規定する書面」と読み替えるものとする。

c 第3条第1項第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事

「公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」若しくは「数量制限付分売予定書」又は同取扱い2(2)dに規定する書面」と読み替えるものとする。

(新設)

b 第3条第1項第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事

業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。))のうち最低の価格をいう。))に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額が40億円以上であること」とあるのは「1(5)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

d (略)

(3)の2 第3項の規定を上場市場変更申請に係る外国株券に適用する場合には、次のaからdまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a 上場市場の変更の日において第3条第2項第1号に適合する見込みのあること。

業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。))に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。))又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。))の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。))を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。))及び月末上場時価総額(第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。))が40億円以上であること」とあるのは「1(5)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

c (略)

(3)の2 第3項の規定を上場市場変更申請に係る外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期

間の末日)において第3条第2項第1号及び第2号に適合していること。この場合において、3(3)c中「4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」と読み替えるものとする。

(新設)

b 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日

(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)において第3条第2項第2号に適合していること。この場合において、3(3)e中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」と読み替えるものとする。

c 第3条第1項第4号及び第8号並びに同条第2項第3号の規定に適合していること。この場合において、同条第2項第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「当取引所が市場第一部銘柄の指定

b 第3条第1項第4号及び第8号並びに同条第2項第3号の規定に適合していること。この場合において、同条第2項第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)a中「第4条第1項第2号に定める月

を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。）のうち最低の価格をいう。）に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額が40億円以上であること」とあるのは「1(5)の2 bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第3条第1項第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

d (略)

(4) 第3項の規定を申請によらない上場市場の変更に係る株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のaからcまで（bの規定の適用に当たっては、2(2)の規定を準用する。）のいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a ~ c (略)

(4)の2 第3項の規定を申請によらない上場市場の変更に係る外国株券に適用する場合には、次のaから

の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であること」とあるのは「1(5)の2 bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第3条第1項第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

c (略)

(4) 第3項の規定を申請によらない上場市場の変更に係る株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のaからcまで（bの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用する。）のいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a ~ c (略)

(4)の2 第3項の規定を申請によらない上場市場の変更に係る外国株券に適用する場合には、次のaから

cまで( bの規定の適用に当たっては、2(2)の規定を準用する。)のいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a ~ c (略)

(5) ~ (10) (略)

## 2 第3条(指定基準)第1項関係

### (1) 指定対象

a (略)

b 第1項に基づく市場第一部銘柄指定は、一部指定日において、その発行する株式中に上場後1年以上を経過する銘柄がない場合には、これを行わないものとする。

(削る)

### (2) 上場株式数

(削る)

第1号に規定する上場株式数については、一部指定日において見込まれる上場株式数から、上場会社が所有する自己株式の数(自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。)を減じた株式数を一部指定日における上場株式数とみなして審査を行うものとする。

cまで( bの規定の適用に当たっては、3(2)bの規定を準用する。)のいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a ~ c (略)

(5) ~ (10) (略)

## 2 第3条(指定基準)第1項関係

### (1) 指定対象

a (略)

b 第1項に基づく市場第一部銘柄指定は、上場会社の直前事業年度の末日等(第3条第1項第1号に規定する直前事業年度の末日等をいう。以下この2において同じ。)において、その発行する株式中に上場後6か月以上を経過する銘柄がない場合には、これを行わないものとする。

(注) 「上場後6か月」の計算にあたり、上場手続等の事情により、上場日が月の初日(事業年度の末日が月の末日に当たらない場合には、各月における事業年度の末日の応答日の翌日)とならなかった場合には、当該月の初日(事業年度の末日が月の末日に当たらない場合には、上場日の直前の各月における事業年度の末日の応答日の翌日)に上場されたものとみなして計算する。

### (2) 上場株式数

a 上場株式数については、直前事業年度の末日等以後においても第1号に適合していることを要するものとする。

b 第1号に規定する上場株式数については、直前事業年度の末日等の上場株式数から、当該末日等に上場会社が所有する自己株式の数(自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。このbにおいて同じ。)を減じた株式数を直前事業年度の末日等における上場株式数とみなして審査を行うものとする。ただし、第4条第1項第1号bの規定の適用を受ける場合にあっては、同bに定める日の上場株式数から、当該定める日に上場会社が所有する自己株式の数を減じた株式数を当該定める日における上場株式数とみなして審査を行うものとする。

(3) 株式の分布状況

a (略)

aの2 第2号に規定する「基準日等」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。

b～d (略)

e 株券上場審査基準の取扱い2(2)c(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合に、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。この場合において、同取扱い2(2)cの(a)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「最近の基準日等の後、当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。

f 第2号に規定する上場株式数は、上場会社の最近の基準日等における発行済株式総数のうち、既に上場されている銘柄の株式数に一部指定日までに上場されることとなる株式数を加算する。

g 第2号ただし書の規定は、当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したのものについて適用するものとし、少数特定者持株数及び株主数については、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、最近の基準日等における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、当該基準日等における上場株式数とみなすものとする。

(a) 少数特定者持株数については、上場会社が当取引所に提出した「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は数

る。

(3) 株式の分布状況

a (略)

(新設)

b～d (略)

e 株券上場審査基準の取扱い2(2)c(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合に、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。この場合において、同取扱い2(2)cの(a)中「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後4か月以内に公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。

f 第2号に規定する上場株式数は、上場会社の直前事業年度の末日等における発行済株式総数のうち、既に上場されている銘柄の株式数に指定の時期までに上場されることとなる株式数を加算する。

g 第2号ただし書の規定は、直前事業年度の末日等の後4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したのものについて適用するものとし、少数特定者持株数及び株主数については、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、当該末日等における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、当該末日等における上場株式数とみなすものとする。

(a) 少数特定者持株数については、上場会社が当取引所に提出した「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は数

量制限付分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を最近の基準日等における少数特定者持株数とみなすものとする。

(b) 株主数については、上場会社が当取引所に提出した「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数（数量制限付分売については、当取引所が認めた人数）を加算した株主数を最近の基準日等における株主数とみなすものとする。

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（一部指定日が、直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、当該初日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。 cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c（略）

(5) 上場時価総額

第4号に規定する「上場時価総額が40億円以上であること」とは、当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。）のうち最低の価格をいう。）に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額が40億円以上であることをいうものとする。

量制限付分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を直前事業年度の末日等における少数特定者持株数とみなすものとする。

(b) 株主数については、上場会社が当取引所に提出した「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数（数量制限付分売については、当取引所が認めた人数）を加算した株主数を直前事業年度の末日等における株主数とみなすものとする。

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（第4条第1項第1号bの規定の適用を受ける場合にあっては、同bに定める日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。 cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c（略）

(5) 上場時価総額

第4号に規定する「上場時価総額が40億円以上であること」とは、第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(5)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を

(6)～(8) (略)

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 株券上場審査基準の取扱い2(8)aからcまで及びg(虚偽記載又は不適正意見等)の規定は、第8号の場合に準用する。この場合において、同取扱い2(8)b中「上場審査」とあるのは「指定審査」と、同取扱い2(8)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は中間監査報告書」と、同取扱い2(8)cの(b)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。 )又は中間監査報告書」と、同取扱い2(8)c及びg中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替える。

(削る)

### 3 第3条(指定基準)第2項関係

(1) 指定対象

a (略)

b 2(1)bの規定は、第2項に基づく外国株券の市

受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)及び月末上場時価総額(第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が40億円以上であることをいうものとする。

(6)～(8) (略)

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 株券上場審査基準の取扱い2(8)a、c及びg(虚偽記載又は不適正意見等)の規定は、第8号の場合に準用する。この場合において、同取扱い2(8)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は中間監査報告書」と、同取扱い2(8)cの(b)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は中間監査報告書」と、同取扱い2(8)c及びg中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替える。

(10) 指定の時期

a 指定の時期は、原則として2(4)aに定める直前事業年度の末日を含む月の翌月から起算し、6か月目の月の初日(初日が休業日にあたるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)とする。

b 前(9)bにおいて準用する株券上場審査基準の取扱い2(8)a(虚偽記載)に該当することとなるおそれがあると認められる場合には、指定の時期を延期するものとする。

### 3 第3条(指定基準)第2項関係

(1) 指定対象

a (略)

b 2(1)bの規定は、第2項に基づく外国株券の市

場第一部銘柄指定の場合に準用する。

(2) 上場株式数

2 (2)の規定は、第1号の場合に準用する。

(3) 株式の分布状況

a ~ c (略)

d 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」に記載された株式の状況によるものとする。

dの2 第2号の審査において、上場会社が直前事業年度の末日等現在における株主の状況を把握することが困難であると認められる場合には、直前事業年度の末日等の6か月前の日後の直近の権利確定日等(議決権若しくは配当金若しくは新株引受権その他株主として受ける権利が付与される日

場第一部銘柄指定の場合に準用する。この場合において、同b中「直前事業年度の末日等(第3条第1項第1号に規定する直前事業年度の末日等をいう。以下この2において同じ。)」とあるのは「直前事業年度の末日等(第3条第2項第1号に規定する直前事業年度の末日等をいう。以下この3において同じ。)」と読み替えるものとする。

(2) 上場株式数

a 上場株式数については、直前事業年度の末日等以後においても第1号に適合していることを要するものとする。

b 第1号に規定する上場株式数については、直前事業年度の末日等の上場株式数から、当該末日等に上場会社が所有する自己株式の数(自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。このbにおいて同じ。)を減じた株式数を直前事業年度の末日等における上場株式数とみなして審査を行うものとする。ただし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合にあっては、同号に定める日の上場株式数から、当該定める日に上場会社が所有する自己株式の数を減じた株式数を当該定める日における上場株式数とみなして審査を行うものとする。

(3) 株式の分布状況

a ~ c (略)

d 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」に記載された株式の状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が4に規定する権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は直前事業年度の末日等現在のものと同みなして取り扱うものとする。

(新設)

又は上場会社の本国等における法令その他の正当な理由に基づき株主の状況を把握する特定の日をいう。)又は当該期間において株主の状況を調査した場合における当該調査の日現在の資料に基づいて行うものとする。この場合において、前bに規定する株式の分布状況表の記載が権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は直前事業年度の末日等現在のものとみなして取り扱うものとする。

e 第2号ただし書の規定は、当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、上場会社が当取引所に提出した「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」に記載された株主の数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主の数（数量制限付分売については、当取引所が認めた人数）を加算した株主の数を直前事業年度の末日等における株主の数とみなすものとする。

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（一部指定日が、直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、当該初日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c （略）

(削る)

e 第2号ただし書の規定は、直前事業年度の末日等の後4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、上場会社が当取引所に提出した「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」に記載された株主の数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主の数（数量制限付分売については、当取引所が認めた人数）を加算した株主の数を直前事業年度の末日等における株主の数とみなすものとする。

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合にあっては、同号に定める日。cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c （略）

4 第4条（審査資料）関係

第2項ただし書に規定する場合における第3条第2項第2号の審査は、第2項各号に定める日の6か月後の日後の直近の権利確定日等（議決権若しくは配当金

若しくは新株引受権その他株主として受ける権利が付与される日又は上場会社の本国等における法令その他の正当な理由に基づき株主の状況を把握する特定の日をいう。)又は当該期間において株主の状況を調査した場合における当該調査の日現在の資料に基づいて行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年3月15日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>    a～j（略）</p> <p>    k 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2</p> <p>        (3) <u>g</u>（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定（少数特定者持株数に係る部分を除く。）は、第2号ただし書の場合に準用する。この場合において、「<u>当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日まで</u>」とあるのは「<u>猶予期間経過後3か月以内</u>」と、「<u>最近の基準日等</u>」とあるのは「<u>猶予期間の最終日</u>」と、「<u>当該基準日等</u>」とあるのは「<u>猶予期間の最終日</u>」と、「<u>上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表</u>」とあるのは「<u>当取引所所定の「株式の分布状況表</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(3)～(6)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年3月15日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>    a～j（略）</p> <p>    k 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2</p> <p>        (3) <u>h</u>（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定（少数特定者持株数に係る部分を除く。）は、第2号ただし書の場合に準用する。この場合において、「<u>直前事業年度の末日等の後4か月以内</u>」とあるのは「<u>猶予期間経過後3か月以内</u>」と、「<u>当該末日等</u>」とあるのは「<u>猶予期間の最終日</u>」と、「<u>上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表</u>」とあるのは「<u>当取引所所定の「株式の分布状況表</u>」と、「<u>直前事業年度の末日等における</u>」とあるのは「<u>猶予期間の最終日における</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(3)～(6)（略）</p>